

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 木田幼稚園	種別：教育	
代表者氏名： 長澤 弘宣	定員（利用人数）：200名（64名）	
所在地： 愛知県あま市木田南一丁目2番地5		
TEL： 052-442-0180		
ホームページ： http://www.kida-preschool.com/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和43年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 長沢学園		
職員数	常勤職員： 8名	非常勤職員： 1名
専門職員	（園長） 1名	（事務職員） 1名
	（副園長） 1名	
	（教諭） 7名	
施設・設備の概要	（居室数） 7室	（設備等） 園庭、全天候運動場
		講堂、茶室、ピオトープ

③理念・基本方針

★理念

「生きる」… 人間として生を受けたことに感謝する
 「生かす」… 人々の為に自己を役立てる
 「生かされる」… 父母の愛、人々の情、自然の恵み、仏様の慈悲に守られて
 社会の為になくてはならぬ人として、この世に生かされる

★基本方針

情操教育

- ・ 仏を敬い思いやりの心と感謝の気持ちを養う
- ・ 優しい潤いのある心を養い、道徳性の芽生えを培う
- ・ いじめに負けない、自立した心をはぐくむ

<創造性豊かな子どもの育成>

一人一人が自分で考え、工夫し、行動できる主体性のある子どもを、また何事にもくじけることなく、意欲的に行動できる子どもを育てる。

<健康な子ども>

健康な子どもを育てる。そのために、全面芝生化した運動場・全天候運動場で、年間を通じて体育遊びを行う。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・少人数保育
- ・一人ひとり手厚くサポート
- ・多種多様な教育内容
- ・体験型保育

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年11月14日(契約日) ~ 令和 6年 6月17日(評価確定日) 【令和 6年 3月21日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆地域の福祉ニーズへの対応

園を取り巻く様々な状況や地域ニーズの把握・分析を行い、平成30年に一般の幼稚園から施設型給付幼稚園へと変革を果たした。これまでの実績に裏打ちされた幼稚園教育の良さを残し、預かり保育の実施や2歳児の受入れ等、これまでになかったサービスメニューが追加されている。近接地に、0歳～2歳を対象とした小規模保育所2園が設置されており、学園全体で地域の0歳～5歳の子どもをカバーしている。

◆「たいけん」の重視

園(法人)は「たいけん」重視の方針を持ち、外部から専門講師を呼んで様々なカリキュラムを組んでいる。英語、音楽、体育、スイミング、合気道、陶芸、絵画、将棋、茶道、そろばん等々、枚挙に暇がない。これらの活動は、単に保護者の教育ニーズを満たすだけでなく、子どもたちの将来にとってかけがえのない「たいけん」となり、言葉や表現、健康、人間関係、社会性等の5領域がバランスよく備わっていく。副次的にはあるが、これらの取組みが様々な賞を受賞し、子どもたちは成功体験を積み上げている。

◆子どもの生活と遊びを豊かにする取組み

朝・夕の預かり保育は異年齢で関われる機会であり、行事等は縦割りの環境を用意し、子どもたちは遊びを通して人間関係を育てている。地域の高齢者施設への訪問等を通し、挨拶や様々な施設を使う時の社会的ルールや態度が身に付くよう配慮している。神社奉納の大鏡餅を見学するなど、地域の人たちと接する機会を積極的に設け、子どもたちの生活や遊びを豊かにしている。

◆子どもが過ごしやすい環境整備

昭和43年に開設された幼稚園であるが、園舎内外の掃除は行き届き清潔である。トイレには暖房便座が設置され、個室で扉が付き、人権にも配慮されている。職員トイレも同様であり、子どもたちの様子を見られるよう配慮されている。また、室内環境を紫外線測定器・温湿度計・アラモード等で測定して調節し、常に子どもたちは安心して気持ちよく過ごすことが出来る環境である。

◇改善を求められる点

◆中・長期ビジョンの明文化

毎月法人の主要な役職員が集まり、幹部会議が開催されている。その会議の中で、職員の育成状況や園児数の推移等を討議されている。さらに、幹部会議参加者の間では、園の将来的な方向性が話し合われているが、それらを文書化して一般職員や保護者に示すには至っていない。園長の目指す3年後、5年後の園のあるべき姿を、中・長期計画として明文化することが望ましい。

◆文書（規程、マニュアル類）の整備と幼児教育の観点

勤続年数の長い職員が多いこともあり、これまでに得た経験によって教育・保育が実践されている。手慣れた慣習的な方法によって大きな問題は発生していないが、経験の少ない職員の教育・育成や将来的な体制整備の必要性を考えると、基本となる諸規程や、標準的な実施方法を定めたマニュアル類の整備は欠かせない。園内には、「ここは幼稚園であって、保育園ではない」との意識が垣間見られるが、大きな幼児教育の観点に立っての支援を期待したい。

◆利用者満足度向上の仕組みづくり

利用者満足に関する調査としては、年度末に匿名の保護者アンケートを実施している。しかし、把握したアンケート結果の分析や検討会議等は特に持たれていない。希望する保護者には相談・懇談等を行っているが、利用者満足を把握する仕組みにはなっていない。今回の第三者評価受審における保護者アンケートも参考にし、PDCAサイクルを活用して具体的な改善策を検討することを期待したい。

◆食事を楽しむ工夫

給食は、委託業者が弁当箱に盛り付けてくる。食べ物の色彩や行事食に配慮し、誕生会には親子で会食する機会もある。しかし、業者委託のため、子どもの体調を考慮した調理の工夫は難しい。残食の記録や検食簿から、献立や調理の工夫への反映も定かでない。業務委託先の調理員・栄養士等が子どもたちの食事の様子を観察したり、子どもたちと一緒に食べながら話を聞く機会を持つことが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審して、保護者様が園に対して求められている点、園運営において特に高く評価していただいた点、改善が求められる点を職員が理解し、今後の園運営においてしっかりと取り組んでいくべき事が明確になりました。高く評価をして頂いた点については、より良くしていくという志を持ち、更なる改善に取り組んでいきたいと考えています。改善に求められる点については、明文化や文書化の必要性を丁寧に助言いただき、早速取り組んでいます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
<p><コメント></p> <p>仏教保育に根差した理念を掲げ、「生きる」、「生かす」、「生かされる」が、ホームページや各種文書（パンフレットやしおり、事業計画等）で説明されている。機会あるごとに園長（理事長）が理念に関する説明を行い、PTAが組織されていることもあって、保護者への浸透度も高い。保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、回答した保護者の95%が肯定している。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
<p><コメント></p> <p>文科省管轄の幼稚園から、平成30年度に「施設型給付幼稚園」に移行し、文科省、厚労省双方の情報を睨みながらの経営である。園長（理事長）が市・社会福祉協議会の評議員を務めることから、市の福祉動向は常に把握できる状態にある。同法人経営の小規模保育所2園を含め、地域の0～5歳の子どもをカバーする体制を整えている。</p>		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
<p><コメント></p> <p>喫緊の課題として、「教職員の質の向上」と「インクルーシブ教育・保育の推進」を挙げている。経験豊富な職員が多いが、新卒職員もいることから、均一な教育・保育が実践されているとは言い難い。その差を埋めるため、主任と主幹が主となって若手職員の育成に努めている。インクルーシブ教育・保育の推進には、必要に応じて個別指導計画の作成が欠かせない。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月法人の幹部会議が開催されており、その中で職員の育成状況や園児数の推移等を討議している。幹部会議参加者の間では、園の将来的な方向性が検討されていると思われるが、それらを文書化して一般職員や保護者に示すには至っていない。園長の目指す3年後、5年後等の園のあるべき姿を、中・長期計画として明文化することが望ましい。</p>		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、拠り所とすべき中・長期計画がないことから、前年度の事業計画を評価して「事業報告書」を作成し、それを反映させて作成している。ただ、事業計画には重点的に取り組む主要な項目や具体的な数値目標の設定がないため、「事業報告書」は1年間の園の活動や取組みを詳細に説明する報告書としての役割を果たすに至っていない。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 子どもが降園した後、園長から一般職員までが集まってミーティングを行っている。職員意見を園長が収集する機会とはなっているが、事業計画に数値目標や具体的な到達点が設定されていないこともあって、事業計画の進捗を評価する仕組みはない。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 毎年4月に、全園児の保護者を対象とした保護者懇談会が開催され、クラスごとに園長、副園長、担任が事業内容を説明している。6月に設定されている保護者参観や、毎月発行される「園だより」でも園の情報を伝えている。「園だより」には園長が所信を表すコーナーもあり、園（法人）の姿勢や事業内容を保護者に周知しようとする熱意が感じられる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 保育の質を向上させるためには、職員の資質の向上が必須であるとし、目標管理制度を取り入れて取り組んでいる。園長が、その時々々の園の状況を見定め、月末の幹部会で次月の目標を発表している。それを各クラスに持ち帰り、職員個々が「〇月反省・目標」の様式を使って取り組んでいる。第三者評価は初受審であるが、今後の定期的な受審も視野に入れている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 園を取り巻く様々な状況を総合的に判断し、園長が次月の目標を設定して月末の幹部会で発表している。それを受け、職員個々が個人目標を設定して取り組み、「〇月反省・目標」は主任を経由して副園長、園長まで回付される。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<コメント> 「長沢学園 組織図」に、園長はじめ各役職者の職務分担が明記されており、園長の役割や責任の所在が明確になっている。園長不在時の権限委任先も、副園長であることが読み取れる。ただ、「木田幼稚園 園則」の第14条（教員組織）には、副園長の記載がない。第14条には、職員の種類や員数に加え、職務内容を記載して組織図との整合を図ることが望ましい。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	Ⓐ	b	c
<コメント> ここ数年、メディアで不適切な支援の実例が報道されていることもあり、園長以下、各職員のコンプライアンス意識は高い。夕方のミーティングの機会に園長が研修を行い、年に2回は「不適切保育のガイドライン」を使った研修も実施している。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b	c
<コメント> 園長が毎夕の職員ミーティングに参加し、現状把握を行うとともに適切な指示を出している。通常、開催時間は30分ほどではあるが、この中で研修も行われ、全職員が参加して内容の濃いミーティングとなっている。全員参加のため、情報伝達の漏れもなく、園長の方針があまねく園全体に伝わっている。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b	c
<コメント> ICT化を進めており、全園児を対象とした「お手紙」や日々の連絡事項、行事案内等が電子媒体で保護者に届けられる。一方で、子ども一人ひとりに個別で連絡が必要なものは、ペーパーベースで対応している。職員の業務負担を考慮しつつ、データベースとペーパーベースの双方を効率的に活用している。				

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b	c
<コメント> 園（法人）の掲げる「仏教保育」を提供するに相応しい職員の確保・育成を図っている。採用方針や計画は幹部会で決定され、法人主導で職員採用が行われている。採用活動として、園長（理事長）や副園長、主任等が学校回りを行っている。職員の定着率は良く、勤続年数の長い職員が多い。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ	c
<コメント> 「綺麗に品良く」を、職員に求める「期待する職員像」としている。人事考課は行われているが、園長、副園長、主任の合議で行われており、職員の自己査定はない。自己査定がないため、職員は人事考課の対象となる項目を知らず、昇進、昇格等に関わる人事基準も周知されていない。				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>副園長、主任が定期的に職員との面談を行い、就労意向の確認を行っている。職員雇用が安定していることもあり、園児数に対して十分な職員配置ができています。ICT化によって事務処理の簡素化が進み、時間外勤務は少なく、職位・職階による有給休暇消化の偏りもない。親の介護のために職員の勤務時間を考慮する等、ワーク・ライフ・バランスにも配慮している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長が月次の目標を設定し、それに合わせて職員一人ひとりが個人目標を設定して取り組んでいる。職員は「〇月反省・目標」に取組みの状況や結果を記録しており、主任を経由して副園長、園長まで報告される。法人が求める職員像の「綺麗に品良く」の実践状況は、園内で行き交う職員の挨拶や所作、立ち振舞いからも感じ取ることができる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>体系的な大谷保育協会の研修に継続して参加することで、職員の確実な資質向上を目指している。研修履修後には、報告書の提出を求めている。報告書には、職員が研修で掴んだ所感（学びや気づき、アクションプラン等）が記載されているが、それらが教育・保育の現場で活用されたか否かを確認する仕組みがない。PDCAサイクルに沿い、研修効果の検証が求められる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>大谷保育協会の教育・研修体系に沿い、職員は継続的に研修に参加している。県や市から案内される研修にも参加し、外部から専任講師を招聘しての専門性の高い研修も受講している。夕方のミーティングで園長が講師となって研修を行うこともあり、職員にとって研修機会は十分に確保されている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって、今年度の実習生受入れは自粛している。しかし、令和6年度は実習生の受入れを計画しており、コロナ禍前の状態に戻す予定である。まずは受入れのためのマニュアルを整備し、実習終了時の反省会での評価は、実習生本人に関してのみならず、実習生の受入れ全体を振り返って評価することが求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>園のホームページやパンフレット（「自然に楽しくがいちばん」）を活用して様々な情報を公開している。保護者には、「木田幼稚園のしおり」や「ぼくらの木田幼稚園」の小冊子が配付されている。課題として、苦情解決の仕組み（規程等）が未整備であること、ホームページの「園長ごあいさつ」に、前園長の写真が使用されている事等が挙げられる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の現金出納は、小口現金制で管理している。購買等の決裁権は園長が有し、現金出納の実務は事務員が行っている。決裁者（園長）と出納責任者（事務員）の役割・責任を分割し、内部牽制が働く仕組みを構築している。法人監事による内部監査も適正に実施されている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>自然や社会での様々な「たいけん」を通して、子どもに、言葉、表現、健康、人間関係、社会性等の領域がバランスよく備わるようよう環境を整えている。そのために地域との関わりが重要であることは理解しているが、「地域」に対する基本的な考え方や方向性を明文化したものは確認できない。具体的な取組みの裏付けとなる方針を示されたい。</p>				
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れには積極的とは言い難く、保護者が絵本の読み聞かせに訪れる程度である。子どもたちが様々なボランティアと接点を持つことも一つの「たいけん」であり、積極的な受入れを検討されたい。まずは、ボランティア受入れのためのマニュアルの整備が求められる。</p>				
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>地域の幼保小連絡協議会に参加し、子どもたちの就学先となる小学校とも連携を図っている。「たいけん」重視の方針から、外部から専門講師を呼んでカリキュラムを組んでいる。英語、音楽、体育、スイミング、合気道、陶芸、絵画、将棋、茶道、そろばん等々、枚挙に暇がない。これらの活動の中で子どもたちが様々な賞を受賞し、成功体験を積み上げている。</p>				
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>市の園長会や県の私立幼稚園連盟に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。地域の福祉ニーズを検討する中で、平成30年に一般の幼稚園から施設型給付幼稚園へ移行することとなった。預かり保育の需要にも対応しており、多彩なカリキュラムを用意することで、保護者の教育的なニーズにも十分な対応ができています。</p>				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>施設型給付幼稚園への移行により、地域の保育ニーズにも対応できる体制となっている。また、園の近接地に0歳～2歳児を対象とした小規模保育所を2ヶ所開設し、地域の0歳～5歳の子どもをカバーする仕組みもできている。園庭開放はほぼ毎月の実施であり、未就園児の保護者の教育相談にも対応している。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<コメント> パンフレットやホームページに「教育基本理念」を明示し、仏教の教えを基に「共に生き、共に育ち合う教育」を掲げている。新任職員に対し、理念を実践に活かすための勉強会を実施しているが、記録等は残していない。子どもを尊重した基本姿勢が標準的实施方法に反映されず、具体的には何も行っていないとの自己評価になっている。性差への対応、文化の違い等の具体的な取組みが望まれる。				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<コメント> 子どものプライバシーに関し、年齢に応じて、おむつ替えやお漏らし時の着替え等に関しては、パーテーションで見えないように囲っている。保護者には権利擁護に関する配慮として、入園式で肖像権等について周知し、行事の写真撮影の注意点を伝えている。子どものプライバシー保護や権利擁護の規程やマニュアルは作成されておらず、整備して職員に周知することが望まれる。				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<コメント> 園を紹介する資料は自園にしか設置されておらず、電話を受けて郵送している。見学は保護者の希望日を随時受け入れ、「見学者名簿」を作成している。説明は、主に施設長・主任が別資料で行っており、写真が多く盛り込まれ、保護者が理解しやすいよう工夫している。施設選択に必要な情報が、より多くの利用希望者に届くよう、方策を検討されたい。				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<コメント> 入園決定後、入園説明会や面談等で「入園のしおり」、「保護者様へ」の資料を使い、教育・保育開始・変更について、保護者に分かりやすく説明し、サービス変更時は「園だより」や「クラスだより」に加え、口頭でも説明して漏れのない配慮をしている。特に配慮の必要な保護者への説明に関しては、特にルールを定めておらず、適切な説明が出来るようルール化することが望まれる。				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<コメント> 園の変更に当たり、教育・保育の継続性について引継ぎ文書を定めていないが、「幼稚園指導案」や「出席簿」、「健康診断結果（身体測定含む）」等を送付している。他園から来た子どもも同様の資料が送られてくる。しかし、教育・保育の終了後、卒園児の保護者からの相談を受ける担当者や窓口は未設置である。相談方法や担当者等を記載した文書を作成し、手交することが望ましい。				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ	c
<コメント> 利用者満足に関する調査は、年度末に匿名でアンケートを実施している。しかし、結果の分析や検討会議は持たれていない。利用者満足を把握する目的で、保護者と1対1で相談や懇談会を行ったことはないが、希望があれば行うこととしている。今回の第三者評価受審に伴う保護者アンケートも参考にし、PDCAサイクルを活用して結果の分析や具体的な改善策を策定されたい。				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<コメント> 苦情解決の体制が確立していない。苦情に対応するためのマニュアルも見当たらず、「苦情・要望書」の様式が用意されているのみである。記録に残っている苦情は1件もない。組織全体に苦情解決体制の構築の必要性の理解が進んでおらず、早急に苦情解決の仕組みの整備が望まれる。更に保護者に仕組みを周知する方法を検討し、苦情の解決内容を公表することも併せて検討されたい。				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保護者が相談や意見を表出する方法や相手を選ぶことが出来ることの説明（文書）は、ホームページに記載がある。その文書は職員室の文書保管ボックスで保管され、保護者個々には配布されていない。しかし、相談があった場合の相談内容によっては、プライバシー保護が出来る部屋等で、意見が述べやすい配慮をしている。個々に説明文書を配布し、文書を掲示することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 意見箱はあるが、アンケートの回収箱になっており、意見箱の役割に欠ける。しかし、相談があった場合には丁寧な傾聴に努めている。傾聴した意見や相談を受けた際の記録方法、報告の手順等を定めたマニュアルは整備されてない。折角傾聴して入手した声を教育・保育の質の向上に役立てるためにも、マニュアル整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> ヒヤリハット事例を収集して再発防止に取り組み、各場面で安全に配慮している。「事故発生対応マニュアル」は分かりやすく、フローチャートで作成されている。事故報告は写真が添付されており、終礼で報告して職員で共有している。遊具は職員が毎朝点検し、年1回業者が点検を行っている。リスクマネジメントに関する責任者・委員会等の体制は未整備であり、課題が残る。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 感染症に対応するためのマニュアルは作成されていないが、保護者向けの「ぼくらの木田幼稚園」という冊子に一部が記載されている。コロナ等感染症対策として、加湿器付空気清浄機を設置して予防をしている。感染症対策、役割を明確にした管理体制は未整備である。感染症の予防、発生時対応マニュアルを作成して職員周知を図ること、また定期的に見直しを実施することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 災害時対応体制は決められているが、マニュアルは見当たらない。保護者・職員の安否確認や教育・保育を継続するための初動時対策BCP（事業継続計画）等は未整備である。「危機管理マニュアル」には引渡し訓練が計画されているが、未実施である。「災害時備蓄リスト」には発電機・ガスコンロ等が載っている。アレルギー児対応食等も用意し、定期的な備蓄点検する事が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 施設型給付幼稚園であるが、標準的な実施方法の文書化は未整備である。教育・保育の内容を職員が十分理解することが不可欠であり、実践に活かすには職員の周知徹底が必要である。教育・保育の多様な場面における手順や注意事項等を文書化し、経験豊富な職員も新任職員も一定水準の支援が可能となるよう取り組みたい。質の高い教育・保育を提供するためには、標準的な実施方法の文書化は必須である。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の観念は薄い、「入園のしおり」や「事業計画」等各資料を参考にして、子ども一人ひとりの成長を支援している。自己評価では、「標準的な実施方法を整備し、実施方法の見直しを組織的に行い、必要に応じて指導計画に反映させている」としている。まずは、文書化（マニュアル化）すべき基本的な標準的な実施方法の項目を検討し、作成した後は定期的に見直すことが望ましい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> アセスメントは、入園決定後に用紙を配付して実施している。担任が面接で確認し、成育歴や予防接種、アレルギーの有無等を把握している。指導計画は担任が作成し、主任がパソコン入力している。特性・特徴のある子どもを含め、支援を要する子どもは10名ほどが在籍している。必要に応じて、園外の関係者も参加して協議する事が望ましく、アセスメントに基づいた個別の指導計画を作成されたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 指導計画の見直しは、理事長始め担任以上の職員が参加して行っている。指導計画の緊急変更は理事長判断によるが、関係職員に周知する手順は定めていない。見直しにより教育・保育の内容に反映する事項、保護者ニーズ、保育の質に関わる課題等は個人的に記録しているが、その結果を個人の記録で終わらせることなく、次の指導計画に活かすための関係職員の共有・周知の取組みが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 経験者が多い園ではあるが、勤続1年未満の新任職員もいる。「幼稚園幼児指導要録」等の書き方や精度に差異が生じないように、副園長が指導している。情報共有を目的とした会議は主に終礼であり、子どもの様子や怪我等の園での出来事、また家庭状況等も職員周知している。コンピューターネットワークや、記録ファイル等を通じての情報共有も強化されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」により、子どもに関する記録等は2階事務室の鍵のかかる引き出しに保管されている。管理責任者の了解を得て、資料の出し入れをする管理体制は確立されている。敷地内に焼却炉を設置し（法的に適合）、個人情報や書き損じ資料を焼却し外部流出の防止に努めている。個人情報保護の観点から、職員周知のための教育や研修を定期的実施することが望ましい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>幼児教育の学びを援助する、教育機関の証でもある「教育の全体的な計画」に相当する文書は確認できなかった。理念・方針・目標に基づき、教育・保育・インクルーシブ等の全体像が分かるような計画を職員参画の下で検討し、「教育の全体的な計画」を作成することが求められる。また「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」等、小学校への接続を意識して作成されることも期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園は昭和43年開設であり、トイレの手洗いは十分な数が用意され、トイレには暖房が設置されて温かい環境である。職員トイレも同時に設置され、子どもたちの様子を見ることができるよう配慮されている。掃除もよく行き届き清潔である。紫外線測定器や温湿度計、アラモード等で測定し、常に適切な環境が保たれている。子どもたちが気持ちよく過ごすことが出来る環境である。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は、穏やかに子どもに接している。子ども理解を深めるために子どもの話をよく聞く事を心がけている。子どもに分かりやすい言葉を使って話し、時には絵カードも使用しながら受容している。園内見学時にも、職員の不適切な言葉は聞かれない。又、我々外部からの訪問者には、職員が歩みを止めて挨拶をするなど、園の日常の生活が垣間見えた。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが生活習慣を身に付けていくためには、家庭での保護者の協力が必要である。保護者との情報交換は、送迎時のコミュニケーションや子育て相談等で行っている。子育て相談の願いが出てきた時は、相談できる環境（プライバシーの配慮等）を用意して援助を行っている。子どもへの援助の工夫として、絵カードや食事時には弁当箱の配膳の当番等を経験させ、生活習慣が身に付くよう支援している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>朝や夕方の預かり保育時は異年齢で関われる環境であり、行事等は縦割り保育の環境で、遊びを通して子どもたちの人間関係を育てている。地域の介護施設訪問や遠足などを通して、挨拶や公共の施設を使うための社会的ルールや態度を身に付けるよう配慮している。神社奉納の大鏡餅を見学し、地域の人たちと接する機会を積極的に設け、子どもたちの生活や遊びを豊かにしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>2歳頃は自我が芽生え始め、噛みつき等もある。保護者理解のため、双方に報告して謝罪している。加害者の子どもには職員が指導し、保護者には教育的配慮の下、報告しない方針である。保護者アンケートでは、加害者側の意見として、「毎日顔を合わせているので一言謝りたい。孤独感を感じる。」との声もある。保護者の気持ちを受け止め、支え・支えられる関係づくりに配慮されたい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもたちの取り組んできた共同的な活動や行事（運動会や発表会等）を、保護者や地域の人には伝えることが出来ているが、小学校に伝える工夫はされず、今回の第三者評価の受審によって必要性を理解している。今後、積極的に検討したいとの事であり、園で経験したことや子どもの持っている力を発揮できる環境の整備を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> インクルーシブ教育の推進を進めている。特別な支援を必要とする子どもは7名ほどで、加配制度で統合保育を行い、他児との関わりを通して共に成長できるよう配慮している。東京より講師を招き、職員・保護者は障害のある子どもの教育・保育に関する研修を受け、必要な知識や情報を得る機会としている。個別指導計画は作成されておらず、クラスの指導計画と関連付けて作成する事が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 早朝や夕方の預かり保育は年齢の異なる子どもと一緒に過ごす機会でもある。職員間の引継ぎは口頭で、保護者との連携は口頭や連絡帳等で行っている。保護者アンケートでは、預かり保育の利用者と思われる保護者から、「担任と会う機会がない」との複数の意見があった。1日の生活を見通しての連続性に配慮した指導計画はないが、子どもの預かり時間に配慮し、室内の環境（玩具等）を整えている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ禍により、子どもが小学校の生活に見通しを持つ機会は減っている。指導計画には、小学校就学に関する活動として、着席や返事をする等を取り入れている。8月に幼保小連絡会議があり、主任が出席している。園長の責任の下、担任が「幼稚園幼児指導要録」を作成して小学校に向いている。資料について小学校から問い合わせがあれば答え、必要に応じて小学校の教員が見学にも来る。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルは作成されておらず、保健に関する計画も未作成である。既往症、予防接種の把握は保護者の申告であり、漏れていることもある。現在「はしか」が流行しているので、状況を把握することが望ましい。SIDS（乳幼児突然死症候群）対策に関しては、職員だけでなく、保護者に対しても尊い命を守るための知識や情報を適切に入手して役立てる働きかけが望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康診断、歯科健診の結果を定められた様式に記録し、関係職員に周知している。保健計画はなく、健診結果の反映は定かでないが、給食後にうがいは実施されており、手洗いやうがいは家庭でも活かされている。個人情報保護に配慮し、健診結果は封筒に入れて伝えている。保健計画やマニュアルはないが、手洗いや歯磨き、うがい等は日常的に行われている。健康管理・保健に関するマニュアル作成を望む。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> アレルギー児をアセスメントで把握し、医師の指示の下、保護者と連携して対応している。給食は委託業者から他児とは色の違う弁当箱で届けられ、弁当箱には子どもの名前や除去食品が明記してある。子どもの給食当番制があり、配膳を間違えたこともある。職員はアレルギー疾患の研修は受けているものの、アレルギー児に対応するためのマニュアルは作成されておらず、早期のマニュアル作成が望まれる。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 業者委託のため、給食は弁当箱で届く。弁当箱の仕きりに合わせ、副食が盛り合わせてある。弁当箱は子どもの感覚の体裁や色彩ではなく、配慮に乏しい。行事食等は、子どもが蓋を開ける楽しみを味わえるような配慮が欲しい。食育として、園内の畑でネギや小松菜等を育て、子どもたちは収穫する楽しさを体験している。「食育だより」や「給食だより」等で、子どもたちが体験した楽しさを伝えることが望まれる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「衛生管理マニュアル」が作成されており、食中毒発生時の対応体制も整備されている。節分、七夕等の季節の行事食や誕生日会等の特別な食事の提供もある。検査は誰もしておらず、子どもの食べる量や好き嫌いの把握はできるが、調理への工夫は難しい。委託業者ではあるが、調理員・栄養士等が子どもたちの食事の様子を観察したり、子どもから話を聞く機会を持つことが望まれる。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 日常的な情報交換は、「連絡ノート」や送迎時のコミュニケーション、時には面談等で行っている。コロナ禍の影響は残っているが、運動会や発表会等を行い、保護者に教育・保育の内容の理解を得る機会としている。誕生日会には保護者を招き、子どもの成長を共に喜ぶ機会にもなっている。子どもの生活を更に充実させるためにも、必要に応じて情報交換の内容を記録に残すことが望ましい。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を築くように取り組んでおり、保護者からの相談に応じる体制もある。相談内容は職員個々のノートに記録している。今持っている知識や技術、ノウハウ等の資産を活用するためにも、相談内容を職員個々に留まらず、園全体で共有して子どもたちの健やかな育ちを積極的に支援することが望まれる。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、登園時に子どもの心身の状態（髪の毛、衣服、表情、様子等）の把握に努めている。しかし、異常を発見した時の対応マニュアルは一部未整備である。児童相談所等の関係機関と連携を図る体制は整備されているが、現在虐待等権利侵害の恐れのある事例はない。虐待等に対応するためのマニュアルを整備し、職員研修で周知を図ることが望まれる。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 職員は、自らの教育・保育の実践を振り返る自己評価をチェックリストで行っている。自己評価には、毎月反省点を記入している。実施後に、結果を集計して分析したり、園の課題を抽出して改善つなげるまでには至っていない。職員個々の自己評価を、園全体の教育・保育実践の自己評価に繋げる取組みが望まれる。</p>		